

青梅市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 0 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

売春防止法の一部改正に伴い、婦人補導院への収容に関する規定を廃止したいので、この条例案を提出いたします。

青梅市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

青梅市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 4 2 年条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項第 2 号中「、同法」を「または同法」に改め、同号中「または売春防止法（昭和 3 1 年法律第 1 1 8 号）第 1 7 条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を削る。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。